

装管調第6252号
令和5年4月7日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
海上幕僚監部総務部長
航空幕僚監部総務部長 殿
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁調達事業部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における人権配慮の取組について（通知）

標記について、公共調達における人権配慮について（令和5年4月3日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）が決定され、政府の実施する調達においては、入札希望者及び契約者に対する人権尊重の確保に努めることとされたので、別紙のとおり取り組まれたく通知する。

関連文書：公共調達における人権配慮について（令和5年4月3日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長

装備品等及び役務の調達における人権配慮の取組について

1 趣旨

この通知は、公共調達における人権配慮について（令和5年4月3日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定。以下、「会議決定」という。）を踏まえた取組を統一的かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものである。

2 対象となる契約の範囲

この通知による取組は、令和5年5月1日以降に締結する装備品等及び役務の契約を対象に順次実施することとする。

3 取組事項

(1) ビジネスと人権に関する理解促進について

契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、会議決定の趣旨を踏まえ、公共調達における人権尊重の取組について、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）や責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）等を参照のうえ、本取組に対する理解促進に努める。

(2) 入札及び契約心得への記載の追加について

契約担当官等は、会議決定を踏まえ、入札及び契約心得（入札に参加しようとする者及び契約を締結しようとする者（以下「入札参加者等」という。）が心得ておくべき事項を提示する資料をいう。以下同じ。）の適切な箇所に、「入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載を設けるものとする。

なお、入札及び契約心得が適用されない契約については、入札説明書等に別途記載を設けるなど、入札参加者等に対して確実に周知するものとする。

(3) 契約基本条項への記載の追加について

契約担当官等は、会議決定を踏まえ、契約基本条項の適切な箇所に、「契約の

相手方は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載を設けるものとする。

4 その他

契約担当官等は、この通知の実施に当たり疑義が生じた場合には、その都度、防衛装備庁調達管理部調達企画課長と調整するものとする。